

松本善明著

『謀略』

——再び歴史の舞台に登場する松川事件』

評者：五十嵐 仁

第2次世界大戦後の連合軍による占領時代、「日本の黒い霧」と言われた謀略事件が相次いだ。なかでも良く知られているのが、1949年（昭和24年）の下山事件、三鷹事件、松川事件である。

下山事件というのは、7月5日朝に下山定則国鉄総裁が出勤途中で失踪し、翌日未明に死体となって発見された事件である。三鷹事件というのは、7月15日に三鷹駅構内で起きた無人列車暴走事件で、6人が即死し、20人が負傷する大惨事となった。松川事件というのは、8月17日に福島県の国鉄東北本線で起きた列車往来妨害事件で、乗務員3人が死亡した。

下山事件では、自殺説と他殺説があったものの真相不明のまま捜査は打ち切られた。三鷹事件では、地元の共産党員9人と竹内景助が逮捕・起訴され、さらに2人が偽証罪で起訴されたが、竹内だけが殺人罪で有罪となり、他は全て無罪となった。松川事件では、現場近くの東芝松川工場の労働組合員10人と国労組合員10人の計20人が逮捕・起訴されたが、いずれも無罪となっている。

本書は、主として松川事件を取り上げて再検証を試みているが、扱われているのはこれらの三大謀略事件だけではない。菅生事件、辰野事

件、芦別事件、青梅事件、メーデー事件、吹田事件、鹿地事件などについての記述もある。本書の表題が「謀略」となっているのは、これらの諸事件についても扱われているからであり、「再び歴史の舞台に登場する松川事件」という副題が付いているのは、それらの中でも松川事件に焦点が当てられているからである。

なお、松川事件については、関連資料約10万点が福島大学松川資料室に所蔵され、閲覧することができる。松川運動と松川裁判に関する資料は法政大学大原社会問題研究所に所蔵され、こちらも閲覧可能である。また、三鷹事件、メーデー事件や吹田事件の資料の一部、レッドパーージ関係の裁判記録も大原社会問題研究所に所蔵されており、閲覧することができる。

*

本書は、松本清張『日本の黒い霧』、大野達三『松川事件の犯人を追って』を受け継ぎ、事実から出発して帰納的に結論を求めてゆくという手法によって戦後の謀略事件を再検証したものである。著者によれば、「本書の主題」は、第1に松川事件の殉職者とその遺族の立場に立った事件の捉え直しであり、第2に、事件の謎解き、真犯人の追及である。

下山事件では殖田俊吉法務総裁、三鷹事件では吉田茂首相、松川事件では増田甲子七官房長官が犯人を共産党であるかのように示唆する談話や声明を出し、それが当時の国鉄や東芝の人員整理に反対する運動を腰砕けにした。著者は、「今から振り返ればその異常さは明白ですが、その理由の解明が必要です」と指摘している。

さて、本書の第1章は、松川事件で殉職した遺族や松川町と著者との関わりや犯罪被害者救済の必要性、第2章は、事件の時代背景、アメリカ占領軍の関与、下山事件と三鷹事件の概要などが扱われている。

第3章では、松川事件の真犯人は誰かが検証

され、第4章と第5章で「真犯人」からの手紙の分析が行われる。これは1958年に著者に届いた3枚の便せんに書かれたもので、その全文が紹介されている。「この手紙をもらった私の第1印象は『これは本物だ』ということ」だと著者は書き、その根拠が示されている。この部分が本書の白眉だと言えよう。

第6章は、謀略事件においてGHQ参謀本部第2部(G2)のウィロビー准将が果たした役割を明らかにし、第7章では「無罪確定諸事件の恐ろしい謀略性」が概観され、なかでも「悪質極まりない、典型的な謀略事件」としての菅生事件、芦別事件や青梅事件などの「列車妨害謀略」、メーデー事件などの「騒擾謀略」、鹿地事件やレッドページなどが紹介されている。

そして、第8章で「結論」が示される。ここではCIA文書を通じて謀略部隊の存在が明らかにされている。これは米国防総省秘密文書『ペンタゴン・ペーパーズ』の一部に入っている「CIA派遣チーム責任者エドワード・ランズデルがサイゴン(現ホーチミン)を中心におこなった秘密活動についての報告」で、「日本の戦後の鉄道破壊がCIAの特別技術チームによっておこなわれた疑いを決定的なものにします」と、著者は指摘している。

これはきわめて重要な指摘である。と同時に、それは1954年頃のこと、CIAのチームであることに注意しなければならない。というのは、松川事件は1949年夏で、CIAの東京支局長ポール・ブルームが着任した48年夏から1年しか経ってはず、マッカーサーはCIAの活動を認めていなかったとされているからである。著者の注目するこの部隊が松川事件や三鷹事件などに関与していたかどうかは、なお慎重な検討を要するだろう。

*

本書は権力犯罪を告発し、被害者の救済と真

犯人逮捕の必要性を改めて提起したものとなっている。以下、いくつかの論点にしぼって、感想を述べることにしたい。

第1に、被害者概念の拡大である。冤罪で逮捕・収監された人々はまさに被害者そのものだが、事件の犠牲者・殉職者、その遺族と周囲の人々もまた被害者であるという指摘は重要であろう。事件が及ぼす被害の範囲を拡大して捉えることは、その事件の重大性と犯人の罪の重さを改めて確認することになるからである。

第2に、冤罪の捉え直しである。著者は本書の中で、「冤罪事件は何故あってはならないか」として、「第1に無実の人を長期にわたって拘束した責任が国側にあると同時に、第2には、真犯人の捜査をおこなわなかったこと、第3に、犯罪の被害者に対する国家の責任を放棄しているという3つの側面」を明らかにしている。

このような冤罪には意図されざるものと意図されたものがあり、とりわけ、謀略による意図された冤罪は特定の政治目的のために犯人をでっち上げるもので大きな問題がある。でっち上げる側にとっては、その時点での「社会的雰囲気」を醸し出すことが重要で、有罪にならなくても目的が達成されるため、冤罪が起きやすい構造になっている。

第3に、大衆的な救援活動の意義と重要性である。前述のような意図された冤罪を晴らすためには、松川事件対策協議会(松対協)のような救援活動が不可欠である。それは、被告を救済する(名誉回復を含む)、裁判の歪みを正す、真相を明らかにする、真犯人逮捕への道を開くなどの点で大きな意義をもっている。救援活動は裁判を歪めるものではなく、もともとあった歪みを正し、公正な裁判の環境を整え、誤りを犯した司法をも救済するものだといえる。

第4に、裁判の持っている二面性を指摘しておく必要がある。無罪確定諸事件における一定

のパターンは、まず、不自然で非常識な逮捕と起訴があり、予断と偏見に満ちた一審判決で有罪、上告審で無罪となるというプロセスを辿る。その間に、新たな事実、証拠、アリバイなどが発見されている。一方で、これらが捜査段階や一審で明らかにされないという点での問題があるが、他方では、上級審、再審で是正されるという可能性もある。是正可能性を持っているという点で裁判はそれなりに機能しており、下級審で有罪判決が出たからといって諦めてはならない。

*

事実の解明を積み重ねて歴史の真実を明らかにすることは、本書で扱われている事件から60年以上経った今も、重要な課題だと言える。

たとえば、本書でも「ちょっと特殊」だとされている鹿地事件について、早稲田大学の加藤哲郎教授はMIS（米国陸軍情報部）鹿地ファイルの中から、米国政府と交わした1945年7月17日付のエージェント契約書が出てきた事実を明らかにしている（加藤哲郎「戦後米国の情報戦と60年安保—ウィロビーから岸信介まで」『年報 日本現代史』第15号）。米国側は戦後

も鹿地亘をエージェントとして扱おうとし、それを強要するために拉致したのではないかというわけである。

加藤氏は「占領期日本の三大事件（下山事件、三鷹事件、松川事件）等とG2キャノン機関やCIAの関連を示唆する謀略の資料は、個人ファイル類を含め、今のところ見つかっていない」と書いているが、今後、米側資料の公開などによって新たな事実が明らかにされるかもしれない。本書も、このような真実解明の一助となるものである。

なお、松川事件と並び称される三鷹事件については、最近、獄死した竹内景助の遺族による再審請求が提起され、梁田政方『三鷹事件の真実に迫る』も刊行されている。「謀略」の真相を解明し冤罪を晴らすために、本書と併せて活用されることを望みたい。

（松本善明著『謀略—再び歴史の舞台に登場する松川事件』新日本出版社、2012年7月刊、190頁、定価1,500円＋税）

（いがらし・じん 法政大学大原社会問題研究所教授）